

喀痰吸引等制度 Q & A (登録喀痰吸引等事業者について)

平成 30 年 5 月 長野県作成

(平成 31 年 3 月更新)

(登録喀痰吸引等事業者とは)

Q 1 「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」の違いは何か。

A 1 自らの事業又はその一環として、介護職員等（認定特定行為業務従事者）が喀痰吸引等を行う場合には、国が定めた登録基準を満たすものとして「登録特定行為事業者」としての登録が必要になる。

一方、自らの事業又はその一環として、介護福祉士^{※注}に限り喀痰吸引等を行う場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録が必要になる。

また、「登録喀痰吸引等事業者」は「登録特定行為事業者」と異なり、介護福祉士が実務者研修等で基本研修又は医療的ケア（実地研修を除く）を修了している場合であって、実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して実地研修を適切な方法で行わなければならないことが定められていることから、登録喀痰吸引等事業者はたんの吸引等を実施する（予定の）介護福祉士についてのみ安全に実地研修を行う体制を整備しなければならない。

※ ここでいう「介護福祉士」とは実務者研修等を修了したうえで介護福祉士国家試験に合格した者等、現に介護福祉士登録証に実施可能な喀痰吸引等の行為が付記されている者をいう。

(登録喀痰吸引等事業者の登録基準)

Q 2 登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者の登録基準は異なるのか。また、国の登録基準のほかに何か登録に係る要件はあるのか。

A 2 登録喀痰吸引等事業者の登録基準は「医療関係者との連携に関する基準」と「喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準」の2つが定められている。これは「登録特定行為事業者」についても同様であるが、「登録喀痰吸引等事業者」においては、登録の要件に「実地研修を修了していない介護福祉士に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修を行うこと」が新たに求められる。

また実地研修に当っては、登録研修機関と同様、適切に実地研修について理解、評価できる指導看護師等を確保するとともに、賠償すべき事態があった場合に速やかに賠償を行うため、必ず

実地研修に係る損害賠償保険に加入してから実施すること。

なお、その他の要件等、詳細を確認する場合には、長野県健康福祉部長通知及び長野県ホームページ内に掲載されている次の書面を確認すること。

- ・「長野県喀痰吸引等研修実施要綱」の改正及び「登録喀痰吸引等事業者の登録申請等について」（平成30年3月29日付け29健長介第628号29障第826号29地福第804号）に添付の「登録喀痰吸引等事業者の登録手続について」
- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（様式1-4）
- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類チェックリスト

Q3 登録喀痰吸引等事業者の登録申請に添付する書類は、登録特定行為事業者の申請時に提出する書類と重複するものが多いが、改めてすべて用意しなければならないのか。

A3 「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」は別々に登録が必要であり、申請に必要な書類もそれぞれ提出することとしている。ただし、申請者に係る書類で既に提出済みのものと変更がない場合には省略が可能である。（定款、登記事項証明書 等）

（登録喀痰吸引等事業者の介護福祉士について）

Q4 登録喀痰吸引等事業者において喀痰吸引等業務を行うことができる介護福祉士とは過去に介護福祉士の資格を取得した者も含まれるのか。

A4 平成28年度以降、介護福祉士登録証に喀痰吸引等の行為が記載されている者のみが対象となる。

（登録喀痰吸引等事業者における実地研修対象者）

Q5 登録喀痰吸引等事業者において実地研修ができる介護福祉士は、具体的にはどのような者になるか。

A5 登録喀痰吸引等事業者が行う実施研修の対象となる介護福祉士は、以下のいずれかに該当する者であり、必ず書面で確認することとしている。

- ① 介護福祉士養成施設等卒業者で医療的ケアを修了
- ② 実務者研修修了者で医療的ケアを修了

- ③ 認定特定行為業務従業者認定証（第2号）を所持もしくは、登録研修機関で基本研修（第1号・2号のみ）を修了

（登録喀痰吸引等事業者のみの登録について）

Q 6 登録特定行為事業者として登録されていない場合に、喀痰吸引等の行為を行う者が介護福祉士のみである場合、登録喀痰吸引等事業者のみの登録となるのか。

A 6 お見込みのとおり。

なお、仮に喀痰吸引等の行為が実施可能な介護福祉士が離職等でいなくなった場合には登録の辞退を届け出る必要がある。

また、併せて登録特定行為事業者について登録している場合であって、介護職員等が喀痰吸引等を実施している場合には、介護福祉士が不在となった「登録喀痰吸引等事業者」のみを辞退することになる。

（喀痰吸引等行為の実施可能な介護福祉士が不在である場合の登録喀痰吸引等事業者登録の是非）

Q 7 登録特定行為事業者の登録をする場合は、自らの施設・事業者の職員が県から認定特定行為業務従事者として登録された後、当該認定証の写しの提出とともに申請していたが、実地研修を行う介護福祉士が既にいる場合等は、あらかじめ事前に登録喀痰吸引等事業者の登録申請をすることが可能であると解釈してよいか。

A 7 「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年11月11日厚生労働省社会・援護局長社援発1111第1号通知）第3の1（3）にあるとおり、登録喀痰吸引等事業者については、登録の際の申請事項に「介護福祉士の氏名」が必要であり、その理由として「喀痰吸引等の実施を行うにあたり、介護福祉士によって喀痰吸引等の行為の可能な範囲が異なることから登録事項としたものであること。」としている。

また、登録申請に際して「申請には『介護福祉士登録証』の写し等の当該介護福祉士の資格を証明する書類をあわせて提出すること」が必要であるとされている。

以上から、「登録喀痰吸引等事業者」の登録申請には、既にたんの吸引等について実施可能な介護福祉士が存在し、当該介護福祉士の資格を証明する書類の提出等が可能であることが条件となる。

なお、国家試験を合格し登録を受けた介護福祉士等について「実地研修を自らの事業所で実施可能な体制を整備しておく」ことも登録要件となっているが、そのことのみをもって「登録喀痰

吸引等事業者」の登録が可能になるわけではなく、あくまでたんの吸引等の行為が可能なのが登録証に記載された介護福祉士が既に雇用され、実際に行為の実施が可能であることが登録要件であることに留意すること。

(看護師等資格を持つ者の「介護福祉士」に準ずる取扱いの是非)

Q 8 「登録喀痰吸引等事業者」においては、登録の要件に「たんの吸引等の行為が可能なる者については介護福祉士に限る。」としているが、「登録特定行為事業者」のように「介護福祉士」と同様の取扱いにより「看護職員（看護師、保健師、助産師、准看護師）」が行為可能なる者として登録され、名簿を都道府県に提出することでたんの吸引等の行為を行うことが可能か。

A 8 「登録特定行為事業者」は必要な研修等を受講し、都道府県から認定を受けた者を広く「認定特定行為業務従事者」として認めており、そのなかで「看護職員」も「介護職員等」に置き換えることでたんの吸引等の行為が実施可能となっている。（看護職員であっても介護職員として従事しているということ。「認定特定行為業務従事者認定証」の交付は受けていないが、「介護職員等」の位置づけに変わりない。）

しかしながら、「登録喀痰吸引等事業者」については、たんの吸引等の行為が可能なる者について、国家試験に合格するなど必要な条件を満たした「介護福祉士」に限定している。

以上から、「登録喀痰吸引等事業者」において看護職員が介護福祉士に代わりたんの吸引等の行為を実施することはできない。

(登録特定行為事業者に従事する介護福祉士の取扱い)

Q 9 介護福祉士であっても認定特定行為業務従事者として登録している場合は、従来どおり登録特定行為事業者で喀痰吸引等の実施が可能である者として、喀痰吸引等行為を行うことに問題ないか。

A 9 介護福祉士が認定特定行為業務従事者として県に登録されている場合は、従来どおり喀痰吸引等を行うことに問題ない。ただし、介護福祉士登録証に喀痰吸引等行為の付記を完了した者がいる場合は、その者のみをもって登録喀痰吸引等事業者として登録することができる。

(登録喀痰吸引等事業者における実地研修の実施)

Q 1 0 登録喀痰吸引等事業者の登録をした場合には、自らの施設で必ず実地研修をしなければならないと思うがどうか。

A 1 0 お見込みのとおり。

登録喀痰吸引等事業者は、介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了している場合であって、実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して実地研修を行うことと定められている。

Q 1 1 登録喀痰吸引等事業者で実地研修を行う場合、他の施設から依頼を受けて（又は依頼して）実地研修を行うこともできるのか。

A 1 1 登録喀痰吸引等事業者は事業者毎の登録であることから、実地研修も事業者ごとに行う必要がある。したがって、他の施設から依頼を受けて実地研修を実施したり、登録喀痰吸引等事業者に従事する介護福祉士の実地研修を他の登録喀痰吸引等事業者に依頼することはできない。

Q 1 2 自らの施設（事業所）には看護師がいないため、県や登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修では他の訪問看護ステーションや病院等から指導看護師を派遣してもらい、実地研修を行ってきたが、登録喀痰吸引等事業者が介護福祉士に対し実地研修を実施する場合であっても、看護師が配置されていない場合は、指導看護師等を訪問看護ステーション等から派遣してもらう等により確保することで実地研修を行うこととしたいがそれでよいか。

A 1 2 差し支えない。

登録喀痰吸引等事業者が介護福祉士に実地研修を実施する場合には、指導看護師等を確保できる体制を整備することが登録要件の一つとされている。

なお、指導看護師等は当該登録喀痰吸引等事業者の職員である必要はないが、研修講師向け講習会を受講した看護師等に限る。研修講師向け講習会については、「長野県喀痰吸引等研修実施要綱」（平成 24 年 5 月 28 日 24 健長介第 151 号、24 障第 160 号）の別表「喀痰吸引等研修講師の要件」 1 第一号研修又は第二号研修講師に定める講習会である。

（参考）別表「喀痰吸引等研修講師の要件」

1 第一号研修又は第二号研修講師

ア 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」における指導者講習（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

イ 平成 23 年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成 23 年 8 月 24 日 老発 0824 第 1 号老健局長通知）による指導者講習を修了した者

ウ 「平成 24 年度喀痰吸引等指導者講習（第一号、第二号研修指導者分）の開催について」（平成 24 年 5 月 18 日 社援基発 0518 第 1 号社会・援護局福祉基盤課長通知）による指導者講習を修了した者

エ 都道府県で実施する上記イ又はウの指導者講習と同等の内容の講習を修了した者

オ 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日 社援発 1028 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した者

Q 1 3 登録喀痰吸引等事業者で実地研修を行う場合、将来を見越して、利用者（対象者）がいない行為を行うことはできるか。

A 1 3 利用者がいなければ、実地研修の対象者が確保できていないことになり、また研修実施に係る同意を得ることもできないため、実施することは出来ない。また、これまでとは異なり、自らの事業所や施設に対象者がいる場合に限り、実地研修の実施が可能になる。

Q 1 4 登録喀痰吸引等事業者として登録し、例えば気管カニューレ内部の喀痰吸引の行為を必要とする利用者がいなかったため、介護福祉士に対してその他の 4 つの行為を実地研修で行い修了させた。その後、気管カニューレ内部の喀痰吸引を必要とする利用者が入所することになったため、当該行為について、行為の追加の実地研修を行った。このことについては適切に実地研修を実施しているとしてよいか。

A 1 4 差し支えない。

登録喀痰吸引等事業者が実地研修を行う場合、当該実地研修を終えていない個別の行為について実地研修を行うことは可能である。

なおこの場合、登録喀痰吸引等事業者は、行為の追加に伴う登録更新申請が必要になる。

Q 1 5 介護福祉士が実務者研修を受講後、相当期間を経過したのちに実地研修を喀痰吸引等事業者で実施する等の場合にはあらかじめ既に受講済みのシミュレーターによる演習から開始することも可能であると考えられるがどうか。

A 1 5 介護福祉士として国家試験を合格後登録されてのち、相当期間経過してから実地研修を登録喀痰吸引等事業者において実施する際に、実地研修以外に実施の義務を課しているわけではないが、安全性を担保するうえでシミュレーター演習から再度実施することは望ましいことであり、妨げるものではない。

以上